

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高森町長

| | |
|-------------------|--------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 高森町 (434281) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 草部北部地区 (中・矢津田) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和8年3月12日 (第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、水稻や畜産、施設園芸、露地野菜の栽培が盛んであり、また地域の特産物であるみさお大豆の作付けも行われている。中山間地域の条件不利農地が多数あり、更に地域農業者の高齢化が進み、担い手もおらず、耕作放棄地の更なる増加が懸念されている。新たな農地の受け手の確保が必要。

地域の農業の課題は、担い手不足で農地の維持が困難になりつつあることである。

【地域の基礎的データ】

農業者：19人（うち60歳代以下2人）主な作物：水稻、畜産業（繁殖牛）、施設園芸、露地野菜、みさお大豆

※は実質化された人・農地プランと同様の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は、水稻や畜産、施設園芸、露地野菜、地域の特産物であるみさお大豆の栽培が行われている。地区の担い手のみでは、農地の維持ができなくなりつつあるので、他の地区からの担い手を確保し、農地の集積や集約を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|-----------------------------------|-------|
| 区域内の農用地等面積 | 98 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 98 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1) 農用地の集積、集約化の方針 |
| 農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。 |
| (2) 農地中間管理機構の活用方針 |
| 地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向をくみ取り、段階的に集約化を進める。 |
| (3) 基盤整備事業への取組方針 |
| 現在のところ取組方針はなし |
| (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 町、JAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術指導や生産する農地をあっせんし、相談から切れ目のない取組みを展開する。 |
| (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 作業の効率化が期待できる耕起作業は、町の第三セクターであるアグリセンターを活用していきたい。 |

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | |
|---|--------------------------------------|---|--|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①町や国の補助事業を活用し、電柵やワイヤーメッシュ柵を計画的に導入し、有害鳥獣対策に努める。
- ③国・県の補助事業を活用し、スマート農業に取組み、後継者不足や高齢化対策に努める。
- ⑧農道が狭い所が多く、大型機械が入らないため作業の効率化が図れない。国や県に要望し補助事業を活用しながら農道拡幅を進めたい。☒
- ⑨草部北部地区で生産された飼料作物は、地区内の畜産農家へ供給しつつ、家畜排せつ由来堆肥は地区内の生産者に供給する仕組みを構築する。☒